

福知山市民体育館
ネーミングライツパートナー募集要項

福知山市の施設の愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を企業等に付与し、市と企業等とのパートナーシップにより、企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の広告及び地域貢献の機会を拡大させ、かつ、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 福知山市民体育館（以下、「体育館」）
 - (2) 所 在 地 福知山市字和久市235番地
- 施設の概要は、別紙1を参照してください。

2 愛称の表記方法

(1) 愛称の条件

- ア 愛称は、市民や施設利用者に親しみやすく、体育館であることがわかるものとしてください。
- イ 愛称に略称、英語表記をつけることも可とします。
- ウ 条例に規定する施設名称の変更はしません。
※愛称が定着するまでは、条例上の名称を併記する場合があります。
- エ 企業名（通称を含む）、商品名等の使用も可とします。
- オ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- カ 愛称の一部に「福知山（ひらがな、カタカナ、ローマ字表記も可とします。）」の表記を加えるものとします。
- キ 次の各号のいずれかに該当する内容は、掲出できません。
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ウ) 政治性や宗教性のあるもの
 - (エ) 反社会的若しくは政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれのあるもの
 - (オ) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (カ) その他不適当と市長が判断したもの

(2) 愛称の掲出が可能な場所

ア 市民体育館入口

別紙掲出可能場所（ア）

イ 市民体育館東側

別紙掲出可能場所（イ）、（ウ）

注1：設置する看板等の箇所、具体的な形状、大きさ等は協議により決定します。「福知山市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則」に規定する要件を満たさないものや、施設及び周辺の景観を損なうおそれのあるものについては、認められない場合がありますので、事前に市担当課と打ち合わせをしてください。

注2：上記以外の場所であっても、ネーミングライツパートナーであることの周知のため施設の一部を使用する場合については、協議の上その可否を決定します。

3 ネーミングライツ料 年額100万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

4 ネーミングライツ付与期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

5 費用の負担

ネーミングライツ料やその他に要する費用の負担は次の表を原則とします。

区 分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の名称表示サイン及び看板等の新設・変更に要する費用	○	
新設看板で電気を使用する場合の電気使用料、子メーターの設置及び撤去費用	○	
屋外広告物許可申請に係る費用が発生した場合はその費用	○	
契約期間満了後の原状回復に要する費用	○	
ネーミングライツに関する看板の維持管理に要する費用	○	
ネーミングライツに関する看板等に起因した第三者への損害賠償	○	
ネーミングライツパートナーの提案による施設整備・備品等の購入に要する費用	○	
契約締結後、市が新たに作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示に要する費用		○

6 愛称の使用開始時期

令和8年4月1日

7 応募者の資格

応募者の資格は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 個人であること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和32年法第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) たばこに関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (8) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 本市の市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、その他の理由により市長が特に適当でないと認める業種及び事業者

8 応募に必要な書類

- (1) 提出書類
「福知山市民体育館」ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）に次号の書類を添付して提出してください。
- (2) 添付書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第2号）
 - イ 法人の概要を記載した書類
 - ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 事業（営業）報告書（直近のもの）
申込者の事業内容等に関する実績及び事業計画の内容の分かるもの
 - カ 貸借対照表及び損益計算書、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況が分かるもの（直近3年間）
 - キ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書（直近3年間）
 - ク その他市長が必要と認めるもの

9 申込手続

(1) 申込書の提出方法 持参又は郵送とします。

(2) 募集期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月25日（木）午後5時まで
申込書の配布・受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

郵送の場合は、締切日の消印有効とします。

(3) 申込書の提出場所

福知山市市民生活部文化・スポーツ振興室

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話 0773-24-7069（直通）

FAX 0773-23-6537（代表）

E-mail bunsपो@city.fukuchiyama.lg.jp

(4) 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、応募に関する質問書（様式第4号）により行ってください。郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話又は直接の質疑は受け付けません。

ア 質問の受付期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月4日（木）午後5時

イ 質問の回答

令和7年12月11日（木）までにファックス、またはメールにて回答します。

(5) 施設見学について

施設の見学を希望される場合は、施設管理者と見学日程等を調整させていただきますので、14の問合せ先までお問合せください。

(6) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 申込みに要する費用は、申込者の負担とします。

カ 申込書提出後に辞退する場合は、「福知山市民体育館」ネーミングライツパートナー申込辞退届（様式第3号）を提出してください。

キ 提出された申請書類は、福知山市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

ネーミングライツパートナーの選定を行うため、ネーミングライツ審査委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、福知山市ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定基準（別紙２）に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

なお、応募者が１者の場合も選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施日

令和８年１月１５日（木）

（３）選定結果の通知

令和８年１月２３日（金）までに、応募者に対して、優先交渉権者としての採用・不採用の結果を「福知山市民体育館」ネーミングライツパートナー優先交渉権者（採用・不採用）決定通知書（様式第５号）により通知します。

11 契約の締結及び公表について

（１）優先交渉権者との間で、ネーミングライツ事業に係る契約を締結します。

（２）契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、市の広報やホームページにおいて公表します。

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、市はネーミングライツ事業に係る契約を解除することができるものとします。

この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とし、契約の解除によるネーミングライツパートナーの損害等について市はその責めを負わないものとします。

（１）指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき（特に必要があると認めた場合を除きます。）。

（２）法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

（３）社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（４）契約に定める内容に違反したとき。

（５）その他市長が特に適当でないと認めたとき。

13 愛称の普及

愛称は、市のホームページや広報等印刷物において積極的に使用します。

なお、現在一般財団法人福知山市スポーツ協会が作成している市民体育館に関するパンフレット、封筒などの印刷物作成、ホームページの表示変更に関する費用及び時期については、既存印刷物の残部数、愛称の使用開始時期などを考慮し、指定管理者と協議の上、決定します。

14 問合せ先

不明な点がある場合や施設の見学を希望される場合は、下記にお問い合わせください。

福知山市市民生活部文化・スポーツ振興室
〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
電話 0773-24-7069（直通）
FAX 0773-23-6537（代表）
E-mail bunsपो@city.fukuchiyama.lg.jp

15 事業全体スケジュール（予定）

募集から事業開始までのスケジュールは、以下のとおりです。

ネーミングライツパートナー募集要領の配布	令和7年11月25日（火） ～ 令和7年12月25日（木）
質問等の受付 ※回答は、12月11日（木）までに行います。	令和7年11月25日（火） ～ 令和7年12月4日（木）
申込書の提出	令和7年11月25日（火） ～ 令和7年12月25日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年1月15日（木）
優先交渉権者の決定 ※応募者への通知は、1月23日（金）までに行います。	令和8年1月15日（木）
優先交渉権者との協議・調整	優先交渉権者決定通知後～ 令和8年2月上旬
ネーミングライツに関する契約の締結	令和8年2月中旬
看板設置等の準備	契約締結後～
契約期間の開始	令和8年4月1日（水）～

※上記のスケジュールは、あくまで現時点における予定であり、状況等に応じて変更の可能性があります。

(別紙1)

対 象 施 設 概 要

施 設 の 名 称	福知山市民体育館	
施 設 所 在 地	福知山市字和久市235番地	
設 置 根 拠	福知山市立体育館条例	
開 設	昭和47年	
敷 地 面 積	敷地面積：－m ² 延床面積：2,480.6m ²	
施 設 の 用 途	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球	
主な施設・規模	○アリーナ バスケットボール2面 バレーボール3面 バドミントン10面 卓球20面	
付 属 施 設	事務室、男女更衣室、会議室	
利用できる 期 間 ・ 時 間	午前9時から午後9時 休館日 ①毎週火曜日（祝日の場合はその翌日） ②12月28日から翌年1月3日まで	
利 用 者 数	令和4年度 31,962人 令和5年度 30,738人 令和6年度 31,622人	
指定管理者制度 の 導 入 状 況	指定管理者	一般社団法人福知山市スポーツ協会
	指定管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
主な利用状況	・全日本バレーボール小学生大会支部大会 ・京都府府民総体福知山市予選（バスケットボール） ・近畿中学生バレーボール選抜優勝大会中丹予選会 ・北近畿中学卓球大会	
その他	・上記の利用者数は、改修工事、修繕等での休館により 変わることがあります。 ・改修工事、修繕等により外観や施設機能が変わることが あります。	

ネーミングライツ看板等の掲出可能場所

ア 体育館入口	イ 体育館東側
	
ウ 体育館東側	
	

